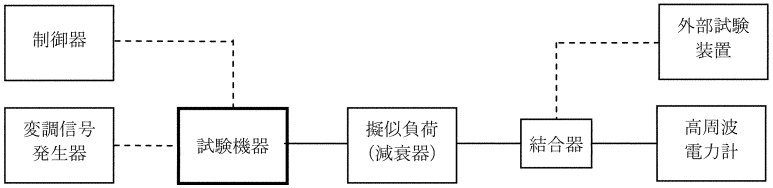
⑹　複数の空中線端子を有する場合であっても、空中線選択方式のダイバーシチ等の場合は、同時に電波を発射する空中線端子のみの測定とすることができる。ただし、空中線の選択回路に非線形素子を有する場合又は空中線端子によって測定値が異なることが懸念される場合は、省略してはならない。

⑺　3⑶において、アダプティブアレーアンテナの場合は、一の空中線電力を最大として測定するほか、空中線電力の総和が最大となる状態に設定し、他の空中線端子を測定する。

注　送信バーストを可変する場合は、送信バースト時間が最も短い時間に設定する。

八　空中線電力の偏差

1　測定系統図



2　測定器の条件

⑴　高周波電力計は、熱電対、サーミスタ等による熱電変換型を基本とする。

⑵　減衰器の減衰量は、高周波電力計に最適動作入力レベルを与える値とする。

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定し、バースト送信状態㊟とする。

⑵　電力制御を最大出力とし、最大出力状態となる変調状態とする。

⑶　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子ごとに電力制御を最大出力となるように設定する。

4　測定操作手順

⑴　高周波電力計の零点調整を行う。

⑵　送信する。

⑶　繰り返しバースト波電力（P_B）を十分長い時間にわたり高周波電力計で測定する。

⑷　1バースト区間内の平均電力（P）を次式で算出する。

$P = P_B \times (T / B)$

T＝バースト繰返し周期

B＝バースト長（電波を発射している時間）

⑸　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5　試験結果の記載方法

⑴　空中線電力の絶対値をW単位で、工事設計書に記載されている空中線電力に対する偏差を%単位で＋又は－の符号を付けて記載する。

⑵　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子での測定値を電力次元の真数で加算して記載するほか、参考としてそれぞれの空中線端子の測定値も記載する。

6　その他

⑴　測定点は、送受信装置の出力端からアンテナ給電線の入力端の間のうち定格の空中線電力を規定しているところとする。定格の空中線電力を規定しているところで測定できない場合は、適当な測定端子で測定して変換する。

⑵　試験機器単体で試験周波数を送信できない陸上移動局にあっては、外部試験装置を用いることができる。

⑶　バースト時間率（バースト長／バースト繰返し周期）は、工事設計書に記載されている値を用いることとするが、疑義が生じた場合は、スペクトル分析器等により確認する。

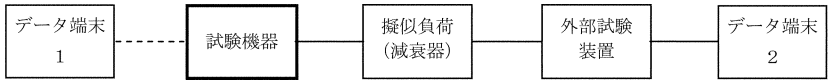
⑷　複数の空中線端子を有する場合であっても、空中線選択方式のダイバーシチ等の場合は、同時に電波を発射する空中線端子のみの測定とすることができる。ただし、空中線端子によって測定値が異なることが懸念される場合は、省略してはならない。

⑸　3⑶において、アダプティブアレーアンテナの場合は、一の空中線電力を最大として測定するほか、空中線電力の総和が最大となる状態に設定し、他の空中線端子を測定する。

注　送信バーストを可変する場合は、送信バースト時間が最も長い時間に設定する。

九　送信速度

1　測定系統図



2　測定器の条件

⑴　外部試験装置は、試験機器と回線接続ができるものとする。

⑵　データ端末は、試験機器又は外部試験装置にデータの送信及び受信ができるものとする。

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定して、送信する。

⑵　通常の使用状態にする。

4　測定操作手順

⑴　データ端末1からデータを送信してデータ端末2で受信し、データの送信速度を算出する。

⑵　2の条件が満たされない場合は、書面により確認する。

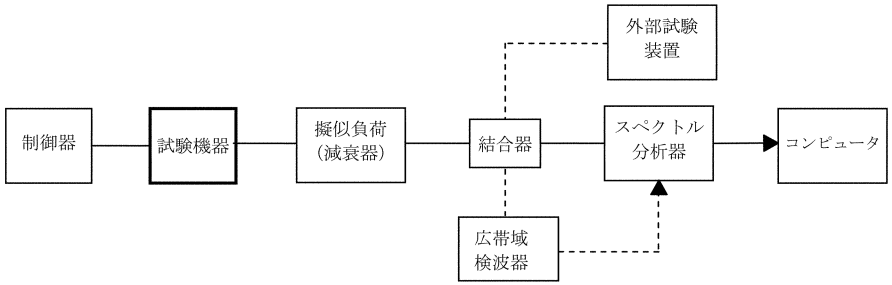
5　試験結果の記載方法

⑴　送信速度を測定した場合は、kbit／s単位で記載する。

⑵　書面により確認した場合は、「良（又は否）」と記載する。

十　副次的に発する電波等の限度

1　測定系統図



2　測定器の設定等

⑴　擬似負荷（減衰器）の減衰量はなるべく低い値とする。ただし、連続受信状態にできない試験機器の場合は、スペクトル分析器の最大許容入力レベルに注意する。

⑵　副次発射探索時のスペクトル分析器を次のように設定する。

掃引周波数幅	（注1）
分解能帯域幅	（注1）
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定確度が保証される最小時間
Y軸スケール	10dB／Div
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク